

# 介護保険

介護保険制度は、誰もが介護が必要となっても安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支え合うための社会保険制度として、平成 12 年 4 月に開始されました。保険者は文京区で、40 歳以上の区民の方が被保険者となって保険料を出し合い、介護が必要な状態と認定されたときに、費用の一部を負担して介護（予防）サービスを利用することができる仕組みです。

平成 24 年 4 月からは、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援サービスを一体的に提供していく地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を行っています。

また、法改正により、平成 27 年 4 月、平成 31 年 4 月及び令和 2 年 4 月に低所得者の保険料軽減を段階的に拡充し、平成 27 年 8 月及び平成 30 年 8 月に、一定以上の所得のある利用者の自己負担を 2 割及び 3 割といたしました。

さらに、平成 28 年 10 月から予防給付の一部（訪問・通所）を区が取り組む地域支援事業に移行し、介護予防・日常生活支援総合事業として開始しました。これにより、高齢者の「社会的な活動への参加」を介護予防に取り入れ、高齢者が地域や社会の中で役割を持ち、いきいきとした生活が継続できることを目指していきます。

## 1 被保険者

区内に住所を有する 40 歳以上の方は、原則として、文京区の介護保険の被保険者となります。被保険者は、年齢によって次の 2 種類に区分されています。

### ア 第 1 号被保険者

65 歳以上の全ての方

### イ 第 2 号被保険者

40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入している方

### ※住所地特例

介護保険施設等に入所又は入居する際に、区内からその施設の所在地に住所を移した場合は、引き続き、文京区の介護保険の被保険者となります。

・介護保険被保険者の状況

(各年度末現在)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
第 1 号被保険者	43,628 人	43,955 人	44,135 人	44,287 人	44,241 人
(内数) 住所地特例者数	690 人	716 人	694 人	705 人	714 人

## (1) 被保険者証

文京区内に住所があり 65 歳になった方及び文京区に転入された 65 歳以上の方には、被保険者証が交付されます。被保険者証は、介護（介護予防）サービスを利用するために必要な事項が記載されるものです。

なお、40 歳以上 65 歳未満の方は、要介護（要支援）認定の申請をして認定結果が出た場合などに交付されます。

## (2) 負担割合証

要介護・要支援認定を受けた方に対し、介護保険の利用者負担割合（1 割・2 割・3 割）を記載した「介護保険負担割合証」を発行します。

## (3) 手続き

次のような場合は、申請・届出が必要です。

申請・届出が必要な場合	必要なもの（※）	受付窓口
前住地で要介護（要支援）認定を受けていた方が転入されたとき	介護保険受給資格証明書 （なくても申請可） 医療保険被保険者証の写し （発行後提出）	介護保険課 認定調査係
要介護（要支援）認定を受けていた方が転出するとき	被保険者証	介護保険課 資格保険料係
区外の介護保険施設等（特別養護老人ホーム等）に転出（入所・入居）するとき		
被保険者証を紛失・破損したとき	紛失の場合は、身分を証明するもの 破損の場合は、破損した被保険者証	
負担割合証を紛失・破損したとき	紛失の場合は、身分を証明するもの 破損の場合は、破損した負担割合証	介護保険課 給付係

（※）マイナンバーを利用する申請・届出があります。

## 2 保険料

### (1) 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料

保険料は、介護保険事業計画に基づき、3年ごとに見直しをすることになっています。

第1号被保険者の保険料は、介護保険事業計画で見込んだ第1号被保険者数や介護保険サービスの利用量（介護給付費用）をもとに基準保険料を計算しています。所得状況に応じて比率を掛け、第7期計画期間に引き続き、第8期計画期間も15段階としています。

#### 第7期計画期間（平成30年度～令和2年度）

所得段階	対象者		比率	年額保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護の受給者</li> <li>・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者</li> <li>・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が<sup>※</sup>80万円以下</li> </ul>		平成30年度 0.45	32,500円
			令和元年度 0.375	27,100円
			令和2年度 0.30	21,700円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	平成30年度 0.70	50,600円
			令和元年度 0.575	41,600円
			令和2年度 0.45	32,500円
第3段階	世帯全員が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	平成30年度 0.75	54,200円
			令和元年度 0.725	52,400円
			令和2年度 0.70	50,600円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	61,400円
第5段階 (基準額)	本人が住民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	72,200円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が <sup>※</sup> 120万円未満	1.15	83,100円
第7段階		合計所得金額が <sup>※</sup> 120万円以上200万円未満	1.25	90,300円
第8段階		合計所得金額が <sup>※</sup> 200万円以上300万円未満	1.40	101,100円
第9段階		合計所得金額が <sup>※</sup> 300万円以上400万円未満	1.65	119,200円
第10段階		合計所得金額が <sup>※</sup> 400万円以上500万円未満	1.80	130,000円
第11段階		合計所得金額が <sup>※</sup> 500万円以上750万円未満	2.10	151,700円
第12段階		合計所得金額が <sup>※</sup> 750万円以上1,000万円未満	2.50	180,600円
第13段階		合計所得金額が <sup>※</sup> 1,000万円以上2,000万円未満	2.80	202,300円
第14段階		合計所得金額が <sup>※</sup> 2,000万円以上3,000万円未満	3.20	231,200円
第15段階		合計所得金額が <sup>※</sup> 3,000万円以上	3.50	252,800円

※第1段階～第3段階の年額保険料については、消費税率引き上げに伴い本来の比率から軽減されています。

第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）

所得段階	対象者	比率	年額保険料	
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が <sup>※</sup> 80万円以下	0.30	21,700円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.45	32,500円
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.70	50,600円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	61,400円
第5段階 (基準額)	本人が住民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	72,200円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が <sup>※</sup> 120万円未満	1.15	83,100円
第7段階		合計所得金額が <sup>※</sup> 120万円以上210万円未満	1.25	90,300円
第8段階		合計所得金額が <sup>※</sup> 210万円以上320万円未満	1.40	101,100円
第9段階		合計所得金額が <sup>※</sup> 320万円以上400万円未満	1.65	119,200円
第10段階		合計所得金額が <sup>※</sup> 400万円以上500万円未満	1.80	130,000円
第11段階		合計所得金額が <sup>※</sup> 500万円以上750万円未満	2.10	151,700円
第12段階		合計所得金額が <sup>※</sup> 750万円以上1,000万円未満	2.50	180,600円
第13段階		合計所得金額が <sup>※</sup> 1,000万円以上2,000万円未満	2.80	202,300円
第14段階		合計所得金額が <sup>※</sup> 2,000万円以上3,000万円未満	3.20	231,200円
第15段階		合計所得金額が <sup>※</sup> 3,000万円以上	3.50	252,800円

※第1段階～第3段階の年額保険料については、消費税率引き上げに伴い本来の比率から軽減されています。

## (2) 保険料の減免制度

### ア 保険料の減免・猶予

災害により損害を受けた場合、世帯の生計中心者の死亡等により著しく生活が困難になった場合又は東日本大震災により被災した場合、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少等した場合（令和2～4年度）は、申請に基づき実状を調査の上、保険料の減額及び免除並びに徴収の猶予をします。

### イ 保険料の個別減額

次の条件を全て満たす方の保険料を、申請した月から第1段階と同率に減額します。

①介護保険料の所得段階が第2段階・第3段階であること。②世帯の前年の収入が1人世帯で120万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算）。③世帯で所有する預貯金が、1人世帯で240万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算）。④居住用

以外の土地又は建物を所有していないこと。⑤住民税課税者と生計を共にしていないこと及び住民税課税者の扶養を受けていないこと。⑥原則として保険料を滞納していないこと。

・保険料減免及び徴収猶予の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計件数		4件	9件	1,296件	507件	258件
内	保険料の減免・猶予	1件	2件	4件	2件	0件
	保険料の個別減額	0件	4件	2件	1件	0件
	東日本大震災被災者	3件	3件	3件	3件	3件
訳	新型コロナウイルス感染症（延件数）	－	－	1,287件	501件	255件

◆ (3) 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料の納め方 ◆

特別徴収と普通徴収の2種類の納め方があります。

ア 特別徴収

老齢基礎年金や退職年金、遺族年金、障害年金を年額18万円（月額1万5千円）以上受給している方が対象で、年金の定期支払（年6回）の際、介護保険料が年金から差し引かれます。

イ 普通徴収

区から送付する納付書で、原則、毎月月末まで（ただし、12月は翌年1月4日まで）に納めます。金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口、主なコンビニエンスストア及び区の介護保険課窓口で納付できます。また、本人等からの申し込みにより、口座振替（自動払込）で納めることもできます。

ウ 特別徴収と普通徴収の併用

特別徴収に該当する方の所得金額の変更等により保険料の所得段階が上がった場合、年度途中の特別徴収額は変更できないため、その差額については、普通徴収により納付します。

・保険料収納状況

	調定金額（円）A	収納金額（円）B	収入歩合（%）B/A
平成30年度	3,730,236,900円	3,674,168,400円	98.5%
令和元年度	3,699,425,500円	3,648,346,300円	98.6%
令和2年度	3,638,737,400円	3,589,496,800円	98.6%
令和3年度	3,655,599,300円	3,605,200,800円	98.6%
令和4年度	3,706,027,400円	3,657,605,100円	98.7%

◆ (4) 保険料を滞納した場合の給付制限 ◆

介護保険料を滞納した場合、介護（介護予防）サービス利用時に次の給付の制限があります。

ア 1年以上の滞納

介護（介護予防）サービス費用の全額を一旦利用者が負担し、後日、保険給付分を区に請求します。（償還払い）

イ 1年6か月以上の滞納

区に請求された保険給付分の一部又は全部の支払が差止めとなり、滞納している保険料に充当されます。

ウ 時効になった（2年以上前の）未納保険料

過去10年間遡及した未納期間に応じて、一定期間自己負担割合が、1割又は2割の利用者は3割、3割の利用者は4割に引き上げられ、高額介護（介護予防）サービス費等の給付も受けられなくなります。

・給付制限措置実施件数

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
措置実施件数		25件	26件	14件	27件	16件
内 訳	支払方法の変更	5件	4件	2件	4件	0件
	一時差止	0件	0件	0件	0件	0件
	給付額減額	20件	22件	12件	23件	16件

◆ (5) 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の保険料の納め方 ◆

加入している医療保険の算定方法により保険料の額が決まり、医療保険料と一括して納めます。

ア 国民健康保険加入者

国民健康保険の算定方法と同様に、その世帯の第2号被保険者の当該年度の算定基礎額と第2号被保険者数をもとに計算されます。

イ 職場の医療保険加入者

給与（標準報酬月額）と加入している医療保険者ごとに設定される介護保険料率に応じて計算されます。

（介護保険課資格保険料係）

**3 要介護（要支援）認定**

介護保険のサービスを利用するためには、どの程度の介護が必要な状態かを定める要介護（要支援）認定を受ける必要があります。

◆ (1) 対象者 ◆

ア 第1号被保険者（65歳以上の方）

身体の障害や認知症などにより、介護を必要とする方や日常生活に支援が必要な方

イ 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方）

指定された16の疾病・疾患により、介護を必要とする方や日常生活に支援が必要な方

## (2) 認定調査

調査員が対象者の家庭や施設を訪問して、全国共通の調査票に基づき、心身の状況について調査を行います。

## (3) 介護認定審査会

調査員の行った調査結果と主治医意見書をコンピュータ処理して一次判定を行い、さらに介護認定審査会において、一次判定結果、主治医意見書、特記事項をもとに二次判定が行われます。

介護認定審査会は保健、医療、福祉分野の有識者で構成し、12の部会で審査判定を行っています。

## (4) 認定期間

新規認定を受けた場合の認定の有効期間は、原則として6か月ですが、状態によっては12か月となります。サービスを継続したい場合は、更新申請が必要です。更新申請の認定期間は、原則として12か月ですが、状態によっては3～48か月となります。認定の期間中に状態が変化したときには、区分変更申請をすることができます。その場合の認定期間は、新規申請と同様です。

## (5) 要介護（要支援）認定状況

・ 要介護（要支援）認定者数の推移 （各年度3月31日現在）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定者数	8,395人	8,672人	8,719人	8,932人	9,126人

・ 要介護（要支援）認定申請件数と認定件数（※臨時的延長件数除く）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
申請件数	7,954件		7,816件		6,147件		8,268件		9,235件	
認定件数	7,390件		7,976件		4,777件		5,803件		6,743件	
認定	認定数	構成比	認定数	構成比	認定数	構成比	認定数	構成比	認定数	構成比
非該当	71件	1.0%	86件	1.1%	52件	1.1%	58件	1.0%	56件	0.8%
要支援1	983件	13.3%	1,144件	14.3%	770件	16.1%	913件	15.7%	1,010件	15.0%
要支援2	728件	9.9%	830件	10.4%	455件	9.5%	606件	10.4%	673件	10.0%
要介護1	1,803件	24.4%	1,987件	24.9%	1,189件	24.9%	1,388件	23.9%	1,645件	24.4%
要介護2	1,074件	14.5%	1,158件	14.5%	678件	14.2%	829件	14.3%	983件	14.6%
要介護3	819件	11.1%	884件	11.1%	493件	10.3%	638件	11.0%	767件	11.4%
要介護4	974件	13.2%	950件	11.9%	650件	13.6%	734件	12.6%	817件	12.1%
要介護5	938件	12.7%	937件	11.7%	490件	10.3%	637件	11.0%	792件	11.7%

※構成比については、小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

・被保険者以外の審査・判定状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活保護受給者	55件	50件	35件	33件	19件

・新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱い（令和2年3月～）

「更新申請者」の有効期間 12ヶ月延長	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	14件	1,316件	1,877件	2,303件

（介護保険課認定調査係、認定審査係）

## 4 保険給付

要介護（要支援）認定の結果に基づき、要介護度に応じた支給基準限度額内であれば、費用の利用者負担分のみの負担でサービスが利用できます。

### （1）介護保険で利用できるサービス

#### 【居宅サービス】

##### ○居宅を訪問するサービス

サービス名	内 容
（介護予防）訪問介護（※）	ホームヘルパーの訪問による身体介護や生活援助
（介護予防）訪問入浴介護	簡易浴槽などを居宅に持ち込んでの入浴介助
（介護予防）訪問看護	看護師などの訪問による療養上の世話等
（介護予防）訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などの訪問によるリハビリ
（介護予防）居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などによる訪問指導
居宅介護（予防）支援	介護支援専門員の訪問によるケアプラン作成等の支援

##### ○施設に日帰りで通うサービス

サービス名	内 容
（介護予防）通所介護（※）	デイサービスセンターなどへ通所による日常生活の支援や機能訓練等
（介護予防）通所リハビリテーション	介護老人保健施設などへ通所によるリハビリ

##### ○施設への短期入所サービス

サービス名	内 容
（介護予防）短期入所生活介護	特別養護老人ホーム等へ短期間入所による日常生活の支援や機能訓練等
（介護予防）短期入所療養介護	介護老人保健施設等へ短期間入所による日常生活の支援や機能訓練等



○その他のサービス

サービス名	内 容
(介護予防) 福祉用具貸与	車椅子や歩行器などの福祉用具のレンタル
特定(介護予防) 福祉用具購入	シャワーチェアなどの福祉用具の購入費の支給
(介護予防) 住宅改修	手すり取付け、床段差の解消等の改修費の支給
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどでの日常生活の支援や介護

(※) 介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、総合サービス事業の訪問型及び通所型サービスに移  
行しました。

【施設サービス】

サービス名	内 容
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームで、常時介助が必要な方に対して日常生活の支援や介護
介護老人保健施設	在宅復帰ができるよう、リハビリを中心に医療上のケアや日常生活の支援
介護療養型医療施設(介護医療院)	主として長期の療養を必要とし、病状が安定している方のための医療施設

【地域密着型サービス】

サービス名	内 容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が連携した定期巡回と随時対応の介護サービスの提供
夜間対応型訪問介護	定期巡回や通報システムによる随時訪問を行う夜間専用の訪問介護
(介護予防) 認知症対応型通所介護	認知症の方を対象にした通所介護
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	通所を中心に訪問や宿泊のサービス
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じた訪問看護サービス
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者を対象とした共同生活住居で、日常生活の支援や介護
地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な事業所で、通所介護と同様に日常生活の支援や機能訓練等の提供
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、日常生活上の支援や介護

◆(2) 高額介護(介護予防) サービス費の支給◆

介護サービス費の利用者負担が著しく高額にならないよう、利用者負担額(月額)が上限額(下表)を超えた場合は、申請によりその超過分が高額介護(介護予防) サービス費として支給されます。

所得区分	上限額(世帯合計) [(個人)は個人単位の上限額]
住民税世帯課税	
● 課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)以上の方	140,100 円
● 課税所得 380 万円(年収約 770 万円)～課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)未満の方	93,000 円

	● 課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満の方	44,400 円
住民税世帯非課税		24,600 円
	● 合計所得金額及び課税年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方 ● 老齢福祉年金の受給者	(個人) 15,000 円
生活保護の受給者		(個人) 15,000 円
利用者負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		15,000 円

・高額介護（介護予防）サービス費の支給状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件数	29,067 件	30,672 件	31,204 件	31,162 件	30,700 件
金額	384,065,143 円	498,644,127 円	521,386,917 円	498,812,755 円	448,137,031 円

### (3) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の利用者負担額（年額）の世帯合算額が限度額（下表）を超えた場合、申請によりその超過分が介護保険と医療保険のそれぞれから支給されます。

所得区分	後期高齢者医療制度 + 介護保険（75 歳以上の方がいる世帯）	被用者保険又は 国民健康保険 + 介護保険 （70 歳～74 歳の方がいる世帯）	所得区分 （基礎控除後の 総所得金額等）	被用者保険又は 国民健康保険 + 介護保険 （70 歳未満の方がいる世帯）
課税所得 690 万円以上	212 万円	212 万円	901 万円超	212 万円
課税所得 380 万円以上	141 万円	141 万円	600 万円超 901 万円以下	141 万円
課税所得 145 万円以上	67 万円	67 万円	210 万円超 600 万円以下	67 万円
一般	56 万円	56 万円	210 万円以下	60 万円
住民税非課税	Ⅱ	31 万円	住民税世帯非課税	34 万円
	Ⅰ	19 万円		

※住民税非課税Ⅱ・・・世帯全員が住民税非課税である方のうち、Ⅰに該当しない方。

Ⅰ・・・住民税非課税世帯であり、世帯全員が年金収入 80 万円以下でその他の所得がない方。

※計算対象期間は、毎年 8 月から翌年 7 月までの 12 か月間

※毎年 7 月 31 日時点で加入している医療保険の所得区分を適用

※住民税非課税Ⅰの方が複数いる世帯の場合、介護保険分の算定基準額に限り、住民税非課税Ⅱの 31 万円となるため、高額医療合算介護（介護予防）サービス費のみ不支給となる場合があります。

・高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	909件	1,629件	1,588件	1,668件	1,789件
金額	37,919,593円	71,116,582円	68,176,807円	70,704,089円	73,296,826円

◆(4) 特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給◆

施設（ショートステイを含む）を利用した際の居住費や食費の利用者負担は、所得に応じて負担限度額が設けられ、限度額を超える分は、特定入所者介護（介護予防）サービス費として支給されます。

・負担限度額

利用者負担段階	居 住 費（日 額）				食 費（日 額）	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	820円	490円	① 320円 ② 490円	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	① 420円 ② 490円	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	① 820円 ② 1,310円	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	① 820円 ② 1,310円	370円	1,360円	1,300円
第4段階	2,006円	1,668円	① 1,171円 ② 1,668円	① 855円 ② 377円	1,445円	1,445円

※従来型個室・多床室で①は介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護の場合、②は介護老人保健施設、介護療養型医療施設（介護医療院）、短期入所療養介護の場合です。

※第4段階の居住費・食費については、基準費用額（国が定めた平均的な額）です。

・特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	7,044件	6,945件	6,161件	6,918件	6,067件
金額	227,256,559円	217,268,898円	227,252,281円	201,764,180円	167,803,183円

※令和3年度に利用者負担段階の細分化、預貯金等要件・負担限度額の見直しがありました。

※支給金額が減少した要因は、利用者負担段階が新設され食費の負担限度額が引き上げられたことで、公費負担が減少したためと考えられます。

## (5) 利用者負担額軽減

介護保険のサービスを利用する方のうち、所得が少なく生計が困難な利用者を対象に、利用者負担額の軽減制度があります。

### ア 生計困難者に対する利用者負担額軽減制度

次の要件に該当された方は、申請し認定を受けることで費用（介護保険の利用者負担額、施設での食費・居住費）の25%（老齢福祉年金の受給者は50%）が軽減されます。

#### ☆該当要件

世帯人数	1人	2人以上
年間収入	150万円以下	以後、世帯人数が1人増えるごとに50万円を加えた額
預貯金額	350万円以下	以後、世帯人数が1人増えるごとに100万円を加えた額
その他	住民税が世帯非課税であること。 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 介護保険料を滞納していないこと。	

#### ・対象サービス

##### 【居宅サービス】

○訪問介護 ○（介護予防）訪問入浴介護 ○（介護予防）訪問看護 ○（介護予防）訪問リハビリテーション ○通所介護 ○（介護予防）通所リハビリテーション ○（介護予防）短期入所生活介護 ○（介護予防）短期入所療養介護

##### 【施設サービス】

○介護老人福祉施設サービス

##### 【地域密着型サービス】

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○（介護予防）認知症対応型通所介護 ○（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○地域密着型通所介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

##### 【介護予防・日常生活支援総合事業】

総合サービス事業の訪問型サービス及び通所型サービスのうち国基準サービス

#### ・生計困難者に対する利用者負担額軽減制度の利用状況

認定有効期間	人 数
平成30年8月1日～令和元年7月31日	39人
令和元年8月1日～令和3年7月31日	28人
令和2年8月1日～令和3年7月31日	35人
令和3年8月1日～令和4年7月31日	32人
令和4年8月1日～令和5年7月31日	30人

### イ 利用者負担額の減額・免除（災害による損害を受けた場合、収入が著しく減少した場合）

災害により損害を受けた場合や世帯の生計中心者の死亡等により著しく生活が困難になり、利用者負担額が支払えなくなった場合又は東日本大震災により被災した場合の被保険者に対して申請に基づき実状を調査の上、利用料を減額又は免除します。

・利用者負担額減免の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計件数		1件	1件	2件	1件	1件
内訳	災害による減額・免除	0件	0件	1件	0件	0件
	東日本大震災被災者	1件	1件	1件	1件	1件

ウ 訪問介護サービスの利用者負担額軽減（制度移行措置）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による訪問介護利用において、境界層該当者として定率負担額が0円となっている方で、次のいずれかの状態になった方は、申請することにより、利用者負担額が免除されます。

- （ア）65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策による訪問介護を利用していた方で、65歳に到達したことで介護保険の対象となった方
- （イ）特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護（要支援）状態となった方（40歳以上65歳未満の方）

(6) 保険給付の状況

ア 介護給付

	人 数	回 数	介護給付費
平成 30 年度	221,992 人	2,394,309 回	12,437,819,841 円
令和 元 年度	227,072 人	2,451,231 回	12,622,717,602 円
令和 2 年度	225,690 人	2,442,487 回	12,825,645,917 円
令和 3 年度	236,665 人	2,544,268 回	13,140,198,940 円
令和 4 年度	247,677 人	2,596,331 回	13,554,546,009 円

令和 4 年度	人 数	回 数	介護給付費
介 護 給 付 合 計	247,677 人	2,596,331 回	13,554,546,009 円
居 宅 介 護 サ ー ビ ス 小 計	221,141 人	2,086,073 回	8,568,659,837 円
訪問介護	24,573 人	330,361 回	1,741,963,092 円
訪問入浴介護	2,077 人	9,892 回	131,983,000 円
訪問看護	19,090 人	122,600 回	963,966,963 円
訪問リハビリテーション	1,572 人	8,513 回	61,105,061 円
通所介護	16,348 人	142,052 回	1,120,833,955 円
通所リハビリテーション	3,380 人	24,033 回	213,735,284 円
福祉用具貸与	32,537 人	942,793 回	460,261,781 円
短期入所生活介護	3,480 人	32,695 回	296,167,759 円
短期入所療養介護	450 人	3,781 回	44,598,084 円
特定施設入居者生活介護（短期利用型）	49 人	456 回	2,792,356 円
居宅療養管理指導	59,171 人	126,528 回	415,020,762 円
特定施設入居者生活介護	11,809 人	341,260 回	2,351,394,840 円
居宅介護支援	45,737 人	—	721,230,775 円
居宅介護住宅改修費	346 人	511 回	26,847,149 円
居宅介護福祉用具購入費	522 人	598 回	16,758,976 円
地 域 密 着 型 介 護 サ ー ビ ス 小 計	14,550 人	181,838 回	1,665,924,169 円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	410 人	10,399 回	72,251,006 円
夜間対応型訪問介護	514 人	1,356 回	12,593,276 円
認知症対応型通所介護	1,159 人	11,131 回	115,734,744 円
小規模多機能型居宅介護	1,265 人	20,748 回	282,897,927 円
認知症対応型共同生活介護	1,844 人	54,452 回	495,912,226 円
地域密着型介護老人福祉施設	848 人	24,792 回	259,171,216 円
看護小規模多機能型居宅介護	244 人	3,932 回	74,854,533 円
地域密着型通所介護	8,266 人	55,028 回	352,509,241 円
看護小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	0 人	0 回	0 円
施 設 介 護 サ ー ビ ス 小 計	11,986 人	328,420 回	3,319,962,003 円
介護老人福祉施設	7,533 人	218,074 回	2,079,066,835 円
介護老人保健施設	3,621 人	99,271 回	1,097,001,390 円
介護療養型医療施設	84 人	2,441 回	28,324,810 円
介護医療院	299 人	8,634 回	108,427,281 円
特定診療費・特別療養費・特別診療費	449 人	—	7,141,687 円

## イ 予防給付

	人 数	回 数	介護給付費
平成 30 年度	20,778 人	233,603 回	281,391,059 円
令和 元 年度	23,008 人	249,869 回	305,560,665 円
令和 2 年度	24,954 人	266,461 回	335,042,998 円
令和 3 年度	26,232 人	273,650 回	355,986,862 円
令和 4 年度	25,663 人	271,828 回	341,356,015 円

令和 4 年度	人 数	回 数	介護給付費
予 防 給 付 合 計	25,663 人	271,828 回	341,356,015 円
居 宅 介 護 予 防 サ ー ビ ス 小 計	25,597 人	271,357 回	336,015,365 円
介護予防訪問入浴介護	0 人	0 回	0 円
介護予防訪問看護	2,640 人	11,469 回	73,643,893 円
介護予防訪問リハビリテーション	266 人	1,195 回	7,805,376 円
介護予防通所リハビリテーション	691 人	4,613 回	23,939,919 円
介護予防福祉用具貸与	6,898 人	203,602 回	36,472,621 円
介護予防短期入所生活介護	34 人	191 回	1,333,268 円
介護予防短期入所療養介護	2 人	9 回	91,642 円
介護予防居宅療養管理指導	4,409 人	8,787 回	28,315,747 円
介護予防特定施設入居者生活介護	1,403 人	41,016 回	98,344,766 円
介護予防居宅介護支援	8,897 人	—	45,486,871 円
介護予防住宅改修費	195 人	282 回	16,393,377 円
介護予防福祉用具購入費	162 人	193 回	4,187,885 円
地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス 小 計	66 人	471 回	5,340,650 円
介護予防認知症対応型通所介護	4 人	17 回	156,129 円
介護予防小規模多機能型居宅介護	62 人	454 回	5,184,521 円
介護予防認知症対応型共同生活介護	0 人	0 回	0 円

(介護保険課給付係)

## 5 地域支援事業

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に実施しています。

地域支援事業についての事業概要は、「高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）」（71 ページ）、「介護予防・日常生活支援総合事業」（75 ページ）及び「認知症の方やその家族に対する支援」（90 ページ）に掲載しています。

## 6 地域密着型サービス指定状況

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、文京区が地域の特性を活かした整備計画を策定し、事業者の指定・指導監督を行います。原則として、区内に住所を有する被保険者がサービスを利用することができます。

区内指定地域密着型サービス事業所：43 箇所（令和5年4月1日現在）

介護保険法第78条の2第1項・78条の13第1項及び第115条の12第1項の規定により指定した地域密着型サービス事業所

### ◎ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護〔2箇所〕

事業所名	所在地	日常生活圏域
グッドライフケア24	西片 2-19-15	本富士地区
せら定期巡回・随時対応型訪問介護看護	本郷 3-15-2-201	本富士地区

### ◎ 夜間対応型訪問介護〔1箇所〕

事業所名	所在地	日常生活圏域
SOMPO ケア 白山 夜間訪問介護	白山 5-17-19-201	富坂地区

### ◎ (介護予防) 認知症対応型通所介護〔7箇所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
文京白山 高齢者在宅サービスセンター	12人	白山 5-16-3	富坂地区
泉湧く憩いの家 ※共用型	3人	千石 2-31-9	富坂地区
小石川デイサービスセンター ※介護予防は実施せず	10人	春日 2-4-8	富坂地区
文京くすのき 高齢者在宅サービスセンター	12人	大塚 4-18-1	大塚地区
文京本郷 高齢者在宅サービスセンター	12人	本郷 4-21-2	本富士地区
デイサービスセンター ゆしまの郷 ※1単位休止中	12人	湯島 3-29-10	本富士地区
文京千駄木 高齢者在宅サービスセンター	12人	千駄木 5-19-2	駒込地区

### ◎ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護〔5箇所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
小規模多機能型居宅介護 いきいき礪川	25人	小石川 2-16-1	富坂地区



SOMPO ケア いきいき小日向小規模多機能	25人	小日向 2-8-15	大塚地区
優つくり小規模多機能介護 文京小日向	29人	小日向 1-23-26	大塚地区
ユアハウス弥生 ※介護予防は実施せず	29人	弥生 2-16-3	本富士地区
グッドライフケア向丘	29人	西片 2-19-15	本富士地区

◎ 看護小規模多機能型居宅介護〔1か所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
千石にじの家	29人	千石 4-1-2	富坂地区

◎ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護〔9か所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
泉湧く憩いの家 ※介護予防は実施せず	9人	千石 2-31-9	富坂地区
グループホーム白山みやびの郷	18人	白山 2-29-9	富坂地区
花物語ぶんきょう いつつ星	18人	小石川 5-11-8	富坂地区
グループホーム文京あやめ	27人	小日向 1-23-20	大塚地区
優つくりグループホーム 文京小日向	18人	小日向 1-23-26	大塚地区
のんびり家	14人	向丘 1-16-26	本富士地区
グッドライフケアホーム向丘	18人	西片 2-19-15	本富士地区
お寺のよこ	9人	向丘 2-38-5	駒込地区
文京ひかりの里	27人	本駒込 5-66-5	駒込地区

◎ 地域密着型通所介護〔15か所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
あしつよ・文京	15人	春日 2-13-1-7F	富坂地区
文京区介護予防拠点 いきいき礪川	15人	小石川 2-16-1	富坂地区
GENKINEXT 茗荷谷	10人	小石川 5-21-5	富坂地区
リハビリ・デイサービス 虎SUN	10人	白山 5-18-11	富坂地区
デイサービスセンターファンライフ 文京	18人	千石 3-13-11-102	富坂地区
信和リハビリデイサービス 千石	13人	千石 4-16-2-101	富坂地区
レコードブック千石	18人	千石 4-38-10	富坂地区
MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス 教育の森	10人	大塚 3-20-7	大塚地区
MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス	12人	大塚 4-12-10	大塚地区
リハビリ道場	9人	大塚 6-27-6	大塚地区
ゆららデイサービス	13人	水道 2-10-17	大塚地区
デイサービス だるま	18人	千駄木 3-42-16-2F	駒込地区
デイサービス With 千駄木	17人	千駄木 4-16-2	駒込地区
リハビリ・デイサービス 虎SUN動坂店	18人	本駒込 4-42-11	駒込地区
いきいきらいふ SPA 駒込	10人	本駒込 5-72-1	駒込地区

◎ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〔3か所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
地域密着型特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ文京春日	17人	春日 1-9-21	富坂地区
特別養護老人ホーム文京小日向の家	24人	小日向 1-23-26	大塚地区
地域密着型特別養護老人ホーム 文京大塚みどりの郷	29人	大塚 4-50-1	大塚地区

(介護保険課事業指導係)

## 7 介護保険相談窓口

介護保険に関する相談及び苦情への対応と、介護サービスに関する情報提供を行うために、相談窓口を設置しています。

・介護保険相談窓口対応件数

(単位：件)

区分	相談					苦情				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要介護認定	186	216	203	281	338	0	0	0	0	0
保険料	0	5	6	1	1	0	0	0	0	0
ケアプラン	3	2	2	1	2	0	0	0	0	0
サービス供給量	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
介護報酬	1	2	3	1	0	0	0	0	0	0
その他制度上の問題	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0
行政の対応	0	2	4	8	0	0	1	4	2	0
サービス提供、保険給付	200	151	155	142	163	5	15	18	30	17
その他	825	771	831	629	693	3	1	1	9	1
合計	1,219	1,157	1,206	1,063	1,197	8	17	23	41	18

(介護保険課介護保険相談係)

## 8 介護人材確保・定着支援等

### (1) アクティブ介護

(事業開始 平成21年度)

東京都社会福祉協議会に加入する区内特別養護老人ホームなどの施設長・センター長が中心となって、区内介護サービス事業者による「アクティブ介護実行委員会」を組織し、介護の魅力の発信や介護人材の創出に取り組んでいます。

平成30年度で10周年を迎えたイベント「アクティブ介護文京」では、令和4年度、「いつまでも安心して暮らせる地域社会を目指して」と題し、介護業界で活躍する著名人と区内介護サービス事業所による文京区独自の健康体操の作成・実施及び事業所紹介パネルの展示等、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しつつ、誰でも楽しみながら介護に興味や関心を持ってもらえるような様々なプログラムを実施しました。

・アクティブ介護開催実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催日	1月16日	12月17日	11月26日	11月16日	11月16日
参加者数	622人	956人	216人	331人	483人

◆ (2) 介護すてき発見 Web ツアー ◆

(事業開始 令和4年度)

文京区内の施設で働くお笑い芸人さんと若手介護職員が、介護の仕事の様子や魅力について語り合う番組を作成し、いつでも、誰でも視聴できるようユーチューブを通して動画配信しました。また、大学祭などのイベントでも活用しました。

◆ (3) 若年層向け介護の仕事啓発冊子の配布 ◆

(事業開始 平成27年度)

キャリアデザインの一助となるよう、将来の人材である中学生等に向けて、介護の仕事の魅力を伝える冊子を配布しています。職場体験や、介護の現場で働いている職員による学校などへの出張講座及び大学祭などのイベントで活用しています。

◆ (4) 出張講座 ◆

(事業開始 平成29年度)

介護の仕事について理解・関心を深めるとともに、イメージアップを図るため、学校や団体向けに介護施設で働く職員等による講演や体験型のイベントを交えた出張講座を行っています。なお、令和4年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインでの動画配信を行いました。

・実施状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	1回	4回	2回	2回	1回

## (5) 介護の魅力発見映画上映会

(事業開始 令和2年度)

介護の仕事に対する理解・関心を深め魅力を知ってもらう機会として、学生や介護の仕事に興味のある方を対象に、介護の仕事を題材とした映画の上映をしました。なお、令和4年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加人数を制限し(事前申込制)、アクティブ介護のイベントの一つとして実施しました。

・実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数	156人	56人	43人

(介護保険課介護保険相談係)

## (6) 新任介護職員人材育成プログラム研修

(事業開始 平成30年度)

介護人材の確保の一環として職員の離職防止、定着促進及び区内介護事業者同士のネットワーク構築を支援するため、新任介護職員人材育成プログラム研修を実施しました。

・実施状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数	7回	6回	3回

※令和3年度をもって事業終了

(介護保険課事業指導係)

## (7) 入門的研修

(事業開始 令和3年度)

介護人材のすそ野拡大及び多様な人材の参入促進に向けて、介護未経験者が介護に関する基本的な知識・技術を習得するための研修を実施しました。

	令和3年度	令和4年度
実施回数	1回	5回
受講者数	13人	6人

## (8) 介護施設従事職員住宅費補助

(事業開始 平成28年度)

介護人材の確保・定着と施設の防災拠点化を推進するため、福祉避難所に指定された区内の特別養護老人ホーム等の事業所に従事する職員に対し、住宅費を補助しています。

・実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助人数	58人	56人	69人	58人	53人
補助金額	6,269,877円	5,630,479円	6,805,000円	6,455,000円	6,195,000円

(9) E P A介護福祉士候補者受入事業補助

(事業開始 平成30年度)

介護保険施設等が、経済連携協定（E P A）及び交換公文に基づく介護福祉士候補者を受け入れる際に必要な初期費用の一部を補助しています。外国人労働者の受入体制の整備を促進し、円滑な育成を支援することで、新たな介護人材の確保に繋げていきます。

・実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
マッチング数	6人	5人	3人	1人	2人
受入れ数	—	6人	4人	4人	1人

(介護保険課介護保険相談係)

(10) 介護職員初任者研修及び実務者研修受講費補助

(事業開始 平成30年度)

介護従事者の確保及び定着を支援し、質の高い介護サービスの安定的・継続的な提供を確保するため、初任者研修等を受講した後に、区内の介護サービス事業所で正規職員として6月以上勤務した職員に対し、研修受講費を補助しています。

・実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
初任者研修 (補助金額)	2人 (100,000円)	2人 (100,000円)	1人 (44,000円)	1人 (50,000円)	9人 (450,000円)
実務者研修 (補助金額)	0人 (0円)	10人 (660,224円)	4人 (280,000円)	2人 (140,000円)	5人 (350,000円)

(介護保険課介護保険相談係)

## 9 その他

(1) 介護サービス事業者連絡協議会

区と区内の介護サービス事業者により連絡協議会を開催し、介護に関する情報共有及び事業者間の連携を確保することで、円滑かつ適正な介護サービスを区民等へ提供していま

す。

令和4年度末の協議会への加入数は、210事業者です。

また、部会として、介護従事者の資質・実務能力の向上に資するための研修会（居宅・訪問・通所等）を行っています。

	協議会・部会	内 容
1	令和4年5月27日 介護サービス事業者連絡協議会	・社協の福祉マップの紹介について ・権利擁護センター事業のご案内について 等
2	令和4年7月19日 居宅部会	・「転倒予防に向けた住まい環境のケアマネジメント」 講師：順天堂大学 保健医療学部理学療法学科 助教 澤 龍一 氏
3	令和4年8月26日 居宅部会	・「介護支援専門員の評価・モニタリングの質向上を目指して～ご利用者様の生活・動作・姿勢から考えてみる～」 講師：リハビリ道場（文京区地域密着型通所介護事業所） 管理者 理学療法士 伊藤 一夫 氏
4	令和4年9月20日 居宅・訪問・通所・施設合同部会	・「改めて高齢者の権利擁護を考える」 講師：東洋大学社会学部社会福祉学科 教授 高山 直樹 氏
5	令和4年10月25日 居宅・訪問・通所・施設合同部会	・「カスタマーハラスメントの概要と対処法」 講師：つきのみや法律事務所 弁護士 上田 裕 氏
6	令和4年12月20日 居宅・訪問・通所・施設合同部会	・「介護現場における感染症対策・リスクのポイント管理」 ～感染者発生時、要介護者と職員を守るためのBCP策定～ 講師：アークネクスト 代表 田原 ひとみ氏
7	令和5年1月26日 居宅・訪問・通所・施設合同部会	・「大規模災害（大地震・豪雨（台風）から命を守る」 ～介護事業者が取り組まねばならないこと・BCP策定のポイント～ 講師：アークネクスト 代表 田原 ひとみ氏
8	令和5年2月14日 主任介護支援専門員連絡会	・「ケアマネジメントの公正中立性を確保する取組調査研究事業報告等について」 講師：日本社会事業大学 沼田 裕樹 氏
9	令和5年2月27日 居宅・訪問・通所・施設合同部会	・「集団指導～運営指導のポイント～」 講師：介護保険課 事業指導係 主任 尾崎 友香 氏
10	令和5年3月13日 介護サービス事業者連絡協議会	・文京区介護職員等宿舍借上げ支援事業について ・区内認知症対応型共同生活介護等における転入者の利用について 等

## (2) 介護事業者情報検索等システム

(事業開始 平成 27 年度)

介護サービスの利用者や介護サービス事業者の利便性を高めるため、事業者の基本情報や介護サービスの空き情報をインターネットで検索できるシステムを運用しています。平成 30 年 7 月より「職員募集サイト」の機能を追加し、介護サービス事業所の求人情報も入手できるようにしています。

また、介護サービスの質の向上を図るため、介護サービス事業者向けに最新の介護関係情報や感染症対応に関する情報、及び区主催の研修会情報を提供する情報サイトを開設しています。

(介護保険課介護保険相談係)

## (3) 事業者運営指導等

運営指導は、介護サービス事業者等を支援することを基本として、法令の遵守と適正な制度運営及び介護給付対象サービスの質を確保することを目的に実施しています。

介護サービス事業者等が遵守すべき法令のポイントについて集団指導で周知を行うとともに、居宅介護支援事業者等の質の向上を図るため、ケアプラン点検事業を実施し、より良いケアプランの作成ができるように事業者ごとに個別指導を行っています。

### ア 運営指導実施状況

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
サービスの種類	居宅介護支援	4 件	7 件	3 件	4 件	4 件
	通所サービス	2 件	5 件	1 件	0 件	0 件
	訪問サービス	11 件	6 件	2 件	3 件	2 件
	短期入所サービス	3 件	1 件	0 件	1 件	3 件
	地域密着型サービス	8 件	8 件	4 件	5 件	3 件
	施設サービス	2 件	2 件	0 件	0 件	1 件
	その他(福祉用具貸与等)	1 件	1 件	0 件	0 件	1 件
	総合サービス事業	0 件	0 件	0 件	0 件	2 件
合計	31 件	30 件	10 件	13 件	16 件	

※令和 4 年度より、実地指導から運営指導へ事業名を変更し、サービスの種類には、介護予防サービスを含む。

### イ ケアプラン点検事業実施状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実施事業所数	12 事業所	11 事業所	中止	2 事業所	10 事業所
参加人数	69 人	53 人	中止	8 人	29 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度中止

(介護保険課事業指導係)

#### (4) 介護保険特別会計

介護保険事業は、介護保険料、国・都の支出金、社会保険診療報酬支払基金の交付金及び区の一般会計からの繰入金をもって、保険給付や事業の実施に必要な経費に充てることとなっており、特別会計により運営しています。

##### 【歳入】

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	収入済額	構成比率	収入済額	構成比率	収入済額	構成比率
保 険 料	3,618,059,400円	22.6%	3,632,322,900円	22.1%	3,683,366,800円	21.8%
使用料及び 手 数 料	3,300円	0.0%	3,300円	0.0%	3,000円	0.0%
国庫支出金	3,380,433,057円	21.1%	3,480,021,496円	21.1%	3,484,614,950円	20.6%
支払基金 交 付 金	3,893,384,837円	24.3%	4,004,410,954円	24.3%	4,041,425,591円	23.9%
都支出金	2,168,447,224円	13.5%	2,239,792,443円	13.6%	2,300,557,979円	13.6%
繰 入 金	2,735,160,862円	17.1%	2,816,819,000円	17.1%	2,857,867,000円	16.9%
繰 越 金	224,277,142円	1.4%	275,787,458円	1.7%	515,388,574円	3.1%
諸 収 入	10,129,902円	0.1%	9,179,691円	0.1%	8,601,012円	0.1%
財産収入	794,000円	0.0%	1,073,000円	0.0%	1,241,000円	0.0%
寄付金	0円	0.0%	0円	0.0%	300,000円	0.0%
合 計	16,030,689,724円	100.0%	16,459,410,242円	100.0%	16,893,365,906円	100.0%

##### 【歳出】

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	支出済額	構成比率	支出済額	構成比率	支出済額	構成比率
総 務 費	667,541,713円	4.2%	604,244,356円	3.8%	657,371,156円	4.0%
保険給付費	13,992,593,213円	88.8%	14,283,205,818円	89.6%	14,601,625,737円	87.9%
地域支援 事業費	663,878,226円	4.2%	714,545,009円	4.5%	736,604,511円	4.4%
基金積立金	242,599,936円	1.5%	123,747,806円	0.8%	336,307,971円	2.0%
諸支出金	188,289,178円	1.2%	218,278,679円	1.4%	275,840,575円	1.7%
予 備 費	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
合 計	15,754,902,266円	100.0%	15,944,021,668円	100.0%	16,607,749,950円	100.0%

※各年度中の構成比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各区分の合計が100%にならない場合があります。

(介護保険課介護保険管理係)